

【問題 1】 次の文が一般的に正しければ○，誤りなら×で答えよ。(2×30)

- 1 【 】 放送局が、オリンピック大会の競技結果をニュース番組で報道する場合、そのオリンピック大会の公認テーマ曲を当該番組の冒頭で流す行為について、そのテーマ曲の著作権者の許諾を得る必要はない。
- 2 【 】 映画の著作物の著作権の存続期間が満了した後であっても、その映画をテレビ放送する放送局はその映画の原作小説の著作権者の許諾を得る必要がある。
- 3 【 】 アマチュアのアート・ミュージシャンが、多くの通行人を聴衆として、対価を受けることなく、駅前で音楽を演奏する場合、その音楽の著作権者の許諾を得る必要がある。
- 4 【 】 高原の風景と鳥のさえずりを録画した DVD の製作者は、レコード製作者として著作隣接権を有する。
- 5 【 】 歌手は、自己の歌唱が録音されている CD が発売される場合、その CD に自己の氏名を表示する権利を有する。
- 6 【 】 美術館が、個人コレクターの家から盗まれた絵画を、盗品であることを知らずに窃盗団から借りて展示をする行為は、当該絵画の著作権者の展示権の侵害となる。
- 7 【 】 甲が作詞及び作曲した歌を歌手乙が無断でアレンジして歌唱した。その歌唱を、放送事業者丙が録画して放送した。この放送を受信して、インターネット上にアップロードする行為は、甲の著作権及び丙の著作隣接権を侵害するが、乙の著作隣接権は侵害しない。
- 8 【 】 彫刻の原作品の所有者が、その彫刻が展示される特別展の宣伝に使用するために、その彫刻のレプリカを作成する行為は、複製権の侵害となる。
- 9 【 】 市販されている音楽 CD に収録されている曲をアレンジして演奏するには、レコード製作者の同意を得なければならない。
- 10 【 】 小説を小学校の教科書に掲載する際に、難解な漢字をひらがな表記に変更する行為は、学校教育の目的上やむを得ないとしても、作家の心情を害する結果となる以上、同一性保持権の侵害となる。
- 11 【 】 著作権者の許諾なく、デパートで、BGM として、CD の音楽を流すことは、演奏権の侵害となる。
- 12 【 】 彫像の頭部を表情の異なるものと取り替えることは、著作者人格権の侵害となる。
- 13 【 】 観光ビザにより我が国に滞在した外国人は、雇用契約により会社において労務として図画を作成した場合でも、著作者となる。
- 14 【 】 小説の題号の改変行為は、題号自体が著作物性を具備している場合に限り、同一性保持権の侵害を構成する。

- 15【 】ラジオ番組で、市販の音楽CDに録音された音楽を再生して放送する場合、聴取者からの電話リクエストに応じて選曲して放送するなど事前に実演家の許諾を得ることが困難なときを除き、事前に実演家の許諾を得なければならない。
- 16【 】放送事業者は、その放送するテレビ番組を待合室のテレビ受像機に映している病院に対して、補償金を求める権利を有しない。
- 17【 】甲は、購入した音楽CDをCD-Rに複製し、そのCD-Rを友人である乙に譲渡した。甲による複製は、私的使用のための複製に該当しないため、音楽著作物の複製権を侵害し、CD-Rの乙への譲渡は、その譲渡権を侵害する。
- 18【 】実演が公表されていない場合、当該実演が録画されたDVDを、実演家に無断で公衆に譲渡する行為は、実演家の公表権の侵害となる。
- 19【 】教員は、大学の授業に関連するものであれば、他人の著作物を複製して、その複製物を学生に頒布することができる。
- 20【 】外国語で書かれた小説を、劇作家が日本語の演劇の脚本にした場合、当該日本語の脚本には、その劇作家の著作者人格権は発生しない。
- 21【 】オペラの上演において、オペラ歌手の歌う場面を無断で写真撮影する行為は、そのオペラ歌手の著作隣接権侵害になる。
- 22【 】ギタリストがスタジオで録音を行った演奏が未公表である場合には、そのギタリストは当該演奏について公表権を有する。
- 23【 】甲が行った講演について、その録音Aに基づき、逐語的にそのまま文書化した乙は、その文書について著作権及び著作者人格権を有する。
- 24【 】著作物である木像の原作品を完全に焼却する行為は、同一性保持権の侵害を構成しない。
- 25【 】脚本家が小説に基づいて創作した脚本について、小説の著作者は共同著作者とはならない。
- 26【 】絵の鑑定書の中に、鑑定対象を特定するためにその絵の写真を載せても、複製権の侵害とはならない。
- 27【 】防犯カメラで撮影された写真は、著作物となる。
- 28【 】資金を提供してプログラムの創作を依頼しただけでは、そのプログラムの著作者とはならない。
- 29【 】インターネット・オークションで、自己の所有する版画を販売するために、その版画の著作権者の許諾を得ることなく、デジタルカメラでその版画を撮影し、オークション・サイトに掲載する行為は、著作権侵害とならない。
- 30【 】著作者の社会的な評価を低下させるような著作物の利用であっても、その利用が著作物の改変を伴わない場合には、著作者人格権の侵害とみなされることはない。

【問題2】次の文の正誤を判断し、間違いであればその理由を説明せよ。(3×10)

- 1 私的に設置した監視カメラの映像が殺人事件の様子を写しており、その様子がテレビで放映された場合、この映像は著作物である。【 】
- 2 創作料理の調理手順は著作権として保護される。【 】
- 3 ある懸賞小説に応募した甲の作品が金賞をとった。募集要項に「入選作の著作権は全て主催者に帰属します」との記載がある場合、甲には著作者としての権利は何もない。【 】
- 4 ある芸能人の波乱万丈の人生を本人に依頼されて甲が執筆し、その芸能人の名前で出版が行われた場合、甲は、いわゆる「ゴーストライター」であり、著作者になることはない。【 】
- 5 甲は、会社の仕事である調査報告書を作成したが、会社の都合で当該報告書は公表されないことになった。この報告書の著作者も著作権者も報告書を作成した甲である。【 】
- 6 会社が、勤務規則で社員の職務上作成した著作物はすべて会社に帰属する、と規定していれば、社員の作成した職務著作物は、会社が改変を含め自由に利用できる。【 】
- 7 シンガーソングライターである森高千里の詩を歌碑にすることは、著作物の複製に該当し作詞をした森高千里の承諾が必要である。【 】
- 8 ヒット曲を自分たちで演奏できるようにアレンジして、文化祭で演奏する場合、演奏会の入場料が無料であれば著作権侵害とならない。【 】
- 9 大学教員が、担当する講義において学生に配布するために、他人の未公表の論文を複製する行為は、講義で使用する必要があり、それに必要な範囲に限られているのであれば、複製権の侵害とはならない。【 】
- 10 ゲームソフトのメーカー甲社が、独立のデザイナーである乙に委託して、ゲームソフトの登場人物の原画を描いてもらった場合、当該委託契約において、著作権のみならず著作者人格権も譲渡の目的として特掲すれば、甲社は、当該原画に関する著作者人格権を譲り受けることができる。【 】

【問題3】「替え歌」は著作権侵害か否かを検討し、理由と共に述べよ。(10)

90年代のヒット曲「会いたい」の歌詞をめぐり、「会いたい」を歌唱した歌手を、無断でテレビのバラエティー番組で替え歌を歌ったとして、作詞家がこの歌手を著作権侵害で訴えた。

替え歌：「曲が売れた収入で 目黒のマンション手に入れ すぐにバブルがはじけた
カラオケみんなが歌って いっぱいお金入るって全くウソじゃない 歌手は一銭も
もらえない 泣きたい」

元の歌詞：「ビルが見える教室で ふたりは机並べて 同じ月日を過ごした
今年も海へ行かって いっぱい映画も観るって約束したじゃない あなた約束した
じゃない 会いたい」

※参考：著作権法抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。
- 三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。）をいう。
- 四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。
- 五 レコード 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。
- 六 レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。
- 十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。
- 十二 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

(職務上作成する著作物の著作者)

第十五条 法人その他使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

(同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

- 一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

(展示権)

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第二十八条 二次的著作物の原著作者の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。